

第4回「練馬区区民協働のあり方懇談会」議事録

《平成 21 年 8 月 26 日(水) PM6時 30 分～8 時 30 分 庁議室》

座長：第 4 回の協働の懇談会を開催します。まず、前回の議事録について訂正はありますか。

事務局：議事録とポイントのまとめについては皆さんにお送りしたとおりです。

座長：それでは、議事録について訂正は特になしということにさせていただきます。高橋さんと雨沼さんには後ほど確認させていただきます。それでは「議論のポイント」と「練馬区長期計画素案」の説明を事務局からお願いします。

事務局：《「練馬区長期計画素案」の施策 311「地域コミュニティを活性化し、協働を推進する」と「ねりま未来プロジェクト5 地域コミュニティ活性化プロジェクト」について、「第 3 回懇談会議論のポイント」を資料に基き説明》

座長：前回の懇談会から短い時間で「たたき台」をまとめていただきありがとうございます。おおよそみなさんのご意見をまとめた形で修正されていますが、細かい内容に関してご意見を伺うのは今日が最後になりますので、忌憚のないご意見をお聞かせください。今回の提言の位置付けとしては、区職員が区民と協働するときには心がけなければならない、職員にとっての行動指針になるものです。皆様が日頃、町会、商店街、NPOや民生委員などで活動している中で区の職員との関わりがあると思います。しかし、協働をしていくということになると、対等な立場とか、お互いに責任を持って意志決定をしていかななくてはならないとか、そういった際に職員がこうあってくれれば皆様方としてもやりやすくなるということをお話いただいて、まとめていきたいと思っておりますので、今日はそのようなつもりでご発言いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、たたき台の第 1 章に関して、「20 年度の庁内検討報告書」と比較した形でもよろしいので、千葉さんからお願いします。

委員：協働の必要性のところで、行政としては財政的な効果にふれていたと思いますので、財政効果にふれてなくてよいのかと思いました。

委員：第 1 章に関しては特別ありませんでした。実際の活動としてどう動いてくるのが大切だと思います。

委員：よくまとまっていると思います。

委員：商店会の立場から見ても特に問題はないと思います。

委員：ポイントのまとめについては、私達が話したことが的確に反映されていると思いました。区民の意識改革ということで、住民が参加するきっかけをいかにつくるのかという具体例を入れることが大切だと思います。例えば挨拶運動とかですね、私は地域の見守り活動を行っています。地域に埋もれている貴重な財産を引き出す具体

的な方策を区民の意識改革と結び付けられたらいいと思います。「庁内検討報告書」にいろいろ加えていけばいいのではないかと思います。よく書けていると思うのは報告書の13ページにある「人材の固定化、高齢化」とありますが、人が変われば意見が変わると思います。このたたき台も的確に書かれていると思いますが、具体的な声をまとめた参考例として示すことができればよいと思います。

委員：協働の効果のイメージ図で全体の効果も見えますし、よく書けていると思います。

委員：基本的によくまとまっていると思います。このような会議では枝葉の議論が先行しがちになりますが、私は幹を見ることが大事だと思います。剪定をすると「区は緑を重視すると言っているのに何で」という声がよくでますが、剪定は人間でいうと散髪に当たるといふことへの理解がなかなか得られません。樹木の剪定は、樹木の成長に欠かせないものであるように、今日の議論も幹をしっかり見て、その幹が間違っていなければ、枝葉に関してはあまり重要視する問題ではないと思います。このたたき台は幹の部分はよくまとまっていると思います。

座長：第1章は「庁内報告書」の「なぜ、協働が必要なのか」のところを協働の効果も含めて整理した形になっていると思います。段落が5つあり、1つ目は「地域の活動主体の現状」について書かれていて、前の報告書の(1)に当たります。段落の最後に「地域には多様な人材の経験・ノウハウの蓄積があり」から「地域活動と行政活動とが協働する分野が増えてきている」のかというと、文章としての繋がりがあまり良くない。そういった活動をうまく活用することによって、「自律型地域社会を構築していくんですよ」というような大きな目標を書くべき段落であると思います。2段落目は、行財政的な側面が非常に関わってくるところなのですが、社会経済情勢の変化に伴い、行財政が悪化する中でこれまでのように住民サービスを担保するためにも、「行政主体じゃなくて住民との協働が必要です」という流れにならないといけないところだと思います。

3段落目は住民と協働した場合にどのようなメリットがあるのかと、より良い公共サービスを提供するためにはどのようなことが必要であるのかということですが、そういったことをやっていると「地域力」がアップしていくんですよというようにまとめたいのかと思います。

4段落目は協働のために環境整備をしていかななくてはならない、5番目はそれに関係して特に「職員の意識改革」が必要なので「職員の皆さん頑張らしましょうね」、という提言の方向性になるわけですね。

このような形で組み立てられているわけですが、皆さんよろしいですか。

委員：第1章に関しては、特に違和感は感じておりません。

座長：4段落目に「第一線自治体」という言葉がでてくるのですが、これは普通に使われている言葉なのですか。

事務局：通常は「基礎的自治体」ですとか「住民に最も身近な自治体」という表現が多く

使われているかと思いますが、そのような趣旨で使いました。

委員：「第一線自治体」という言葉は避けた方が良いのかと思いました。

座長：庁内でキャッチコピー的に使われているようなことがあるのですか。

事務局：「協働の必要性」については、懇談会のご意見も踏まえて、報告書の内容を分かりやすくということで、「協働の効果」を入れる形でまとめました。なぜ協働をするのかというと、2段落目の「多様な活動主体がそれぞれの持ち味を十分に発揮しながら力を合わせて取り組むことが有効である」という部分が、懇談会の意見の肝であると理解しているので、そこが最初に出てくる形にしています。

事務局：「第一線自治体」という言葉が日常使われているかということですが、あまり使われている言葉ではないのですが、この「たたき台」自体が懇談会からいただく「提言」の内容です。これは区長が受け取るわけですが、区長の下についている5千人の職員に対して、懇談会から示されたご意見だということでございますので、ある意味その区民に最も近い、5千人に対して、現場の第一線のサービスマンとして、「きちっと対応しろよ」、というようなメッセージ性を入れた方がいいのかということで、このような表現としてまとめさせていただいたところでございます。懇談会として他の表現の方が相応しいということであれば、また、考えるべき内容であると思っています。

委員：「第一線」と「自治体」の間につなぎのひらがなを入れれば良いと思います。

座長：「自治体」とすると、区としてそういうつもりなのか、職員個々がそういう意識を持つ必要があるのかというところがわからなくなっています。練馬区の職員が一丸となって、そういうつもりなんだという表現を使うつもりであれば、ちょっと違う表現になるのかなと思います。区民がこれを見る機会があまりなければ、このままでもいいのかなとも思いますが。

委員：区民に最も身近な自治体は区であり、次が都であると思います。「第一線」と「自治体」の間にひらがなを入れれば、意味は通じると思います。

座長：協働の効果、意義のところですが、よろしいですか。

2頁の(2)の②のところに「活動の場が広がるとともに、組織や財政基盤の安定化につながります」とありますが、該当するものとしがないものがあるので、具体的にここまで書いていいのかという疑問はあります。③は「活動主体が知り合うきっかけとなり、地域のネットワークづくりが図られます」とあります。ネットワークができただけでも効果と言えますが、ネットワークができたことによってどうなるかということの方が、効果として期待すべき面であると思いますので、③は②に比べて弱いのかなと思います。図に書いてある「活動の主体が知り合うきっかけづくり」については問題がないと思います。(2)の②③についてはもう少し練っていただいた方がよいかと思います。

委員：②は非常に重要なところであると思います。練馬区は一昨年から町会・自治会に対して、世帯数に応じた補助金を出しています。具体的には一世帯当たり 120 円なので金額的には多いとは言えないと思いますが、町会・自治会に対して支援をするという意義は非常に大きいと思います。財政基盤の安定化という意味では、金額の増が必要であると思いますが、②番は重要な項目であると思います。③に関しては表現の問題であって、地域で行なわれているイベントが実行委員会という形式でいろいろな団体の参加を得て行なわれていることから、③は重要であると思います。

座長：職員のこれからの取り組み方を考えることが大切だと思います。それでは、第2章の「協働の定義」について、ご意見がある方はいらっしゃいますか。報告書とは違って状態ではなく「連携、協力して活動していくこと」でまとめ直していただいています。よろしいですか。それでは2の「協働の主体に」ついてはいかがですが、以前は「協働のパートナー」と表現されていましたが、区も協働の主体のひとつということで最後の9番に加わっています。

委員：老人会は任意団体に入りますか。老人会にも補助金が出ているようですね。

事務局：老人会は④の任意団体に入ります。補助金についても支給されています。

座長：主体に関しては漏れがなければこれでよろしいと思います。

委員：主体の「区民」の説明を読んでも、「区内に住み、区内で働き、学び、活動する人」とあるが続けて読んでみると、全て満たさなければいけないのか、その要件のひとつでも満たせばいいのかが紛らわしく、この表現では複数を満たす必要があるのかと誤解を招きかねないと思います。

事務局：確かに紛らわしい表現であるので、わかりやすい表現に修正したいと思います。

座長：一番広義の場合は、ここにある「活動する人」のように「練馬区にいる人」も入ると思います。この懇談会としてはこれでよろしいですね。

委員：分譲マンションの管理組合は建物の保全等を主な目的としていますが、中には町会・自治会的な活動をしているところが非常に多くなっています。例えば、リサイクルや防災の問題等に取り組んでいるところも増えていますので、管理組合として独立した位置付けにする必要はないと思いますが、町会・自治会等として、そこには管理組合を含むと認識しておいた方がいいと思います。

事務局：例えば光が丘は町会・自治会に代わり管理組合が活動している例があります。協働事業例で集団回収や防災等に協働している場合については、管理組合を町会・自治会と同様に見ていることもあります。

委員：それは行政から見ると地域のために活動していると、捉えているからですね。

事務局：そのとおりです。

委員：町会・自治会に等を加えた方がいいと思います。

委員：そうすると今、町会に入っている管理組合は独立するという扱いになるわけですか。

委員：都営住宅のように、町会から独立している例もありますので、一概には言えないと

思います。

事務局：マンション管理組合が町会・自治会に加入しているケースもございまして、そこにいろいろなパターンがあるわけです。管理組合の活動実態は様々でありますので、一概には規定できませんので、町会・自治会と同様の扱いをしている管理組合は町会・自治会として読んでいただきたいと思います。それ以外は任意団体として整理させていただきたい。マンション管理組合という整理はしづらいということでございます。

座長：マンション管理組合に関して、結論としてはこの記載のままということによろしいですね。

委員：協働の定義についてなのですが、ここに書いてある文章に合致する活動は協働ということになるわけですね。目的は区民の利益の向上ということであれば、「連携・協力して区民の利益の向上のために活動していくこと」などと入れると、より特定されると思います。このままだと主体同士が活動している全てが協働ということになってしまうと思います。

座長：報告書では「地域の生活向上に貢献している多様な主体が～」という文言がある中で、新たに整理していただいたわけですが、最後に「より良い状態になること」と入れると、そうならない場合も考えられますが、協働はするけど成果は十分に挙げられないということも実際にあったりしますので、その辺のことを斟酌されたのかなと思います。

委員：協働の原則の（６）の「目的共有の原則」は、私が以前話した内容を記載していただいたと思うのですが、ここに目的として、「区民の利益の向上」と入っているので、定義の方と合わせ技みたいな感じで、理解されればわかるのかと思います。この定義の状態ですら今まで議論してきた中で、協働に合致しないものはここに含まれないのかなと思いました。

座長：雨沼さんがおっしゃられたように、「目的意識の共有化」ですとか、「共通の目標の達成に向かって力を尽くす」ことが、協働にとって重要だということ強調するようであれば、前の報告書でいうと「共通の目的のもとで事業を推進し」の辺りが残して欲しかったところになるわけですので、もう一度検討していただいてよろしいですか。成果がでない場合でも、お互いに不足を補い合いながら、協力して課題解決に取り組んでいるということが必要だということですね。目的意識の共有化が重要であるという部分を入れていただければと思います。

つぎに、協働の形態に進みます。これに関しては協働の事業例を入れた方が分かりやすいということでしたので、そのような形でまとめ直していただいておりますが、いかがでしょうか。

事務局：この協働事業例は事前にお送りしたものは、事業名が載っているだけだったので、例としてわかりづらいのかと思ひまして、事業名と簡単な事業内容、所管課

ということで整理させていただきました。事業例としては、それぞれの協働事業の代表的なものとか、イメージしやすいものということで選んでおります。

座長：順番に関してなんですが、一般的に協働の事業形態をまとめる際には、「実行委員会・協議会」は含まないことが多いですね。(8)「協働事業拡充のための人材育成」と(9)「その他に支援」についても、一般的には含まないことが多いので、5番の「実行委員会・協議会」を、7番の「助成金の交付」の後に置いた方がいいのかなと思います。

委員：以前に比べて、実例も入っているし、見やすく、理解しやすくなっているのも、よろしいのかと思います。

委員：この協働事業例は何も知らない人にとってはわかりやすいのかもしれませんが、内容を知っている人にとってはこれを本当に入れる価値があるのかという根本的な問題があると思います。この協働事業例のところが一番引っかかっています。費用対効果とか活動の実績等、内容も様々であるので、皆様のご意見を伺いたいと思います。税金を使うわけなので、助成金等の費用対効果については慎重に考えたいと思います。

座長：助成金だけではなく委託についても、財政的なものも出てきますし、「後援名義の付与」などはそういうものが発生しないとなると、協働の形態自体のレベルが様々であるので、「実行委員会・協議会」は協働の形態に入れないとか、「人材育成」、「その他の支援」についても協働の形態に入れないというまとめ方もあります。この提言は区の職員を一番拘束すると思うので、職員がどの程度認識しているのかということにもなります。私達、区民としてはこういうものがあつた方がわかりやすいけど、職員としてはこんなものはいらぬんだという結論になれば、削除するという方法もあるますが、入庁して間もない職員などにはわかりやすいと思います。

委員：補助金と助成金はどのよう区分けをしているのですか。同じ様に捉えていますよね。補助金事業は少なくしていくと聞いていますが、民設子育て事業は補助金事業とあると私達は認識していたのですが、ここには助成金事業であると書かれているので、補助金と助成金の区分けがよくわからないので教えてください。町会・自治会は補助金が出ていると聞いていますので、その辺りはどう違うのかがよく分からないので、教えていただきたいと思います。

座長：7番の「助成金の交付」については以前も議論になったかと思いますが、事業に対して助成するものが協働事業の形態のひとつであると例示させていただいています。2段落目にあるとおり、「各活動主体への支援策として包括的な助成を行なう場合は、協働事業に該当しません」ということで、「助成」と「補助」の違いについては、それ程意識して言葉自体の使い分けしてはおりません。事業に対する助成または補助が協働事業に該当すると考えておりますので、要綱や規定等で使い分けはありますが、「補助」と「助成」の意味合いは同じです。この形態の中では「助成金

の交付となっていますので、「助成金」で整理させていただきたいと思います。

委員：補助金は無くす方向にあると聞いていましたが、助成金はこれからもあるのかなと思っていました。

事務局：予算科目上は「負担金、補助及び交付金」ということなので、「補助金」も「助成金」も同じものです。用語として全く違う意味に捉えているようですので、改めて整理させてください。

座長：公の税金を使ってということは一緒だけれどもというところですね。

委員：事業に対しての助成金は出するけれども、活動団体への助成金は出さないということですね。

事務局：高橋委員から話が出た、町会・自治会への包括的な支援策ということで、そういうのは協働事業ではありませんよ、ということです。

委員：受け取る方は補助金でも助成金でも、もらえるものはあり難く頂戴するという意識です。その辺は現場で混乱していて、一気に直らないと思います。この形態の分け方はわかりやすいが、逆に混乱を招く可能性があると思います。

座長：参画は協働の形態に入れていないところも多くあります。実際に事業として限定して考えると、②、③、④、⑥、⑦というところで、すっきりさせるというのが一番わかりやすいし、助成金じゃなくて補助という項目になっている自治体もありますが、なかなか難しいところだと思います。

事務局：協働事業例を入れている意味合いですけど、協働の調査をしたところ事業が挙がってきているわけです。それをどのように分類した方がいいかと考えた場合にこのように分けたわけですが、事業例を見ていただきますと、「総合型まちづくり協議会」も地域の方がまちづくりに関する提案を行って、その提案に基いて、区と協力してまちづくりを進めていくと。単なる参画だけではなくて、その後の事業展開を行っている場合は該当しますということで、入れさせていただいています。⑧と⑨については相応しくないとの意見もありますが、協働事業例を見ていただきますと、新木委員が参加していた「地域福祉パワーアップカレッジねりま」のように大切な事業もありますし、⑨のその他の支援ということで、「環境美化推進地区事業」ということで、地域の清掃で清掃用具の支給ですとか、ボランティア保険に加入する等、役割分担をしながらまちをきれいにしていくという事業が行き場なくなるのかというところで、こういった分類になっています。この提言と指針は今後、協働事業を統一的に進めていくという目的がありますので、様々な協働の形態があるということをお区民も職員も共有していただいて、自分達が行っている仕事を協働する場合、どの形態がいいのかなというところで、その際の材料にさせていただければということで、このような分類にしています。

座長：基本構想との兼ね合いもありますので、区と対等な立場で協力、委託事業を展開するだけではなく、色んな形態で参加する、あるいは人材を育成するといのも基本

構想の中のひとつの目的としてありますので、その辺も勘案して入れているということでご理解いただきたいと思います。高橋さんもこの事業例については、具体的にいろいろ問題はあるけれど、このまま入れてまとめということによろしいですか。

委員：はい、結構です。

座長：新木さんは、パワーアップカレッジを卒業して行き場がないという大きな課題を区に投げかけておられますが、行き場がちゃんとコーディネートできるようになれば、8番を入れた意味があると思います。

委員：今、民生児童委員の協力委員をやらさせていただいております。また、パワーアップの卒業生と団体をつくりましたので、これから練馬区と協働事業を進めていけるのかなと考えております。

座長：それでは、今後は具体的な例で登場していただけることになると思います。

委員：学園町で大江戸線延伸に関してのまちづくりの話合いを半年間くらいかけてやりました。今、考えるとあのまちづくりの会議が、この懇談会のためにあったのかと、合点がいきました。自分としてはあの大江戸線沿線まちづくり協議会を協働でやったと言われることには疑問が残る。もう少し時間をかけて欲しかった。

委員：まちづくりの協働を云々するつもりはないが、それくらい「協働」の実態としてはいろいろあるということです。このような現状もあるので、少しずつ積み上げて、全体として良くしていくしかないと思います。

座長：今後は、懇談会、協議会で検討したことについて、いかに行政が実行に移せる人材を育成するかといくことが大きな問題ということで、ガイドラインを作成するということになります。

座長：4の協働の原則についてはどうでしょうか、目的の共有の原則が特に重要なところがございますので、順番を変えてくれということでもいいですので、よろしく願いします。

委員：7番の「時限性の原則」はちょっと言葉が硬いかなと思いますので、工夫があった方がいいと思います。

座長：これは「評価実施の原則」ということにした方がいいのかと思います。また「情報公開」は「透明性」という言い方をされる場合もありますので、その辺が独特のニュアンスで表現されているのかなと思います。内容的に気になっているのは、(2)の「相互理解の原則」には、「活動主体と区が十分なコミュニケーションを図り～」とあるが、活動主体と区がコミュニケーションを図るというのも大切なのですが、行政の横の組織横断的な連絡調整が非常に問題になってくるので、区としては縦割りではなくて、横の連携を深めて行きましょうという一文をいただいたら、より効果的になるのかと思いますので、検討の程、よろしく願いします。

事務局：今の最後の座長のお話、検討させていただきますが、協働の原則というよりも、協働を進めるために、横の連携をやっていかななくてはならないという整理の方がいい

いのかなということ考えておったのですが、今のお話を含めて、検討させていただきます。

座長：相互の理解というときに、行政は組織横断な連絡調整が必要なのですが、対等の立場ではなくて、行政がメインになる場合があります。そういった委託等の事業に関してもそうですが、NPOとか各主体に対する配慮が必要になってくるわけですね、そういったことを得て信頼関係が構築できると思うので、単に対話を通して、お互いの立場を理解するというだけではなくて、適切な配慮、理解が必要になってきますので、ご検討ください。つぎに机上配布の10ページから「協働を進めるために必要な環境整備」について記述してありますが、いかがでしょうか。

委員：「総合調整組織を設置する」とあるのですが、その辺りの具体策を教えてください。

事務局：この提言を受けて、今後、具体的に検討していくということになりますので、今はない「総合調整組織」を新たに設置してそこが窓口となって調整を行ったり、協働に関する情報の管理ですとか、各部署との連携の要となって協働事業を増やしていくということですが、今後はこの提言を基に「指針」を作成する中で具体的に決めていきたいと思えます。

委員：ということは全くの中間組織みたいなものを作るといふようにとらえていいのでしょうか。練馬区がつくる「協働オフィス」のようなものかなと思ったのですが。

事務局：この懇談会の事務局は地域振興課がやらせていただいています。今、庁内で行われている166の協働事業は完全に独自に動いてここまで来たものです。今後、協働を進めていくに当たってどこかが中心になって進めていく必要がありますので、これは区の内部の協働を推進していくための組織であって、そのために必要な連絡調整等を行っていくということです。各団体の中間支援というお話がでしたが、主体の①から⑨までを見ていただくと、この全部の団体の中間支援を行っていくのは難しいと思えます。それはNPOであれば、NPO活動支援センターがやっているわけですし、町会であれば地域振興課に町会の事務局がございまして、老人会であれば、高齢社会対策課がその役割を担っているのです、全部の団体の中間支援を総合調整組織で行うということは考えておりません。

委員：職員向けには「ガイドブックの発行、研修の実施」とありますが、町会を変革、活性化するためにガイドブックを発行したり、町会の集まりの際に研修を行ったりすることが必要だと思えますが、そのあたりについてはどのようにお考えになりますか。

事務局：今の件につきましては、たたき台の11ページの「地域活動支援の充実」に、「町会・自治会の活動の活発化のために、継続して加入促進の支援や活動のPR、町会の運営者への研修などを実施していきます」という内容で入れさせていただきます。

委員：了解です。

委員：一番最後に「協働のコーディネーターの確保」とありますが、この人達が相談役、調整役になると思うのですが、このコーディネーターも区の職員ということになると、どちらの立場にも属さない人が両方の意見を聞いて調整するのちょっと違ってくると思います。その辺はどのようにお考えですか。

事務局：このコーディネーターの確保と協働調整組織の関係ですが、ここも具体的に詰めきっているわけではないのですが、区の職員であれば人材確保という表現にはなりませんので、活動している方を想定した表現になっています。今後、仕組みを考える中でどういった位置付けで、どういった役割を担っていくのかについて整理していきたいと考えています。12 ページに「協働の拠点の整備」とありますが、この拠点でも活用していける可能性も含めて整理させていただきたいと思います。

委員：11 ページに「協働の協定書」の説明がありますが、協働を実施する担当課でつくるという理解でよろしいでしょうか。私が実施している子育て支援に関する分野で協定書が作られるといいなと考えています。

事務局：総合調整組織が協定の締結を一手に担うということは想定していませんので、それぞれの業務分担と役割を明確にして、対等に協働事業を進めていく上で協定書が必要ということになれば、個々、具体的に事業を実施していくうえで決めていく話であると考えています。

座長：皆様、各団体でご活躍であったり、あるいは一個人として区内で活動する場合にこういった事柄があれば「何とかやっつけていけそうである」という視点でご覧いただければと思います。足りないこととかはありませんか。

委員：総合調整組織の設置について、これができたら非常にいいと思うのですが、職員だけで固めちゃっていいのかなと思います。やっぱり外部の人間を入れることを考えないといけないと思います。例えば、諮問機関等で外部との接点を保っていく必要があると思います。それぞれの部署で協定書の中身がバラバラなので、庁内全体で時代に合わせた形で文面を見直していく必要があると思います。最低限必要なことは統一して、あとは部署ごとに、これだけは書き加えるべきということをして作ればいいのではないかと思います。

座長：協定書のあり方等も含めて検討していただきたい部分もあるのですが、皆さんいかがでしょうか。

委員：第3章の2「協働の主体がいきいきと活動できる環境を整備する」の中に、「区民主導型の協働事業の割合を増やすことが課題となっています」とありますが、これは課題なんですか。

事務局：11 ページの表を見ていただければわかるのですが、区が主導し区民の参加を得ながら行なう事業が約6割占めているということで、最終的には地域の課題は地域で解決するという目標があると思います。より良い地域社会を地域と行政の協働で築いていくということと、次のステップとして地域の協働で行なっていくということ

もあると思いますので、やはり地域、区民の方が主体となり、区が支援していく形というのが協働事業として最も相応しいのではないかと、という考えを基に課題であるという認識を示しているものです。

委員：11 ページの表でC・D・Eが増えた方がいいというのはなんとなく理解はできるのですが、実際にそれは可能かと考えた場合に、このように言い切ってしまうと難しい面もあるんじゃないかと思いました。

座長：一個人としては、区の方で頑張ってやって欲しいという気持ちはありますが、協働するとか、繋がりを持つことのメリットというのは、サービスを受取る以上のものがあるという前提で、理念として掲げられているという面がありますので、これは区にとっての課題にはなると思います。基本構想でも地域コミュニティを活性化するというので、練馬区をもっと活気あるまちにしていきたいと思いますという内容で策定されるのかなと思います。しかし、区民としては、自分は活動しないでサービスだけを受けていたいという人がまだ多いのかなとも感じていますので、確かに難しい面もあると思っています。

今日は渡戸先生にお越しいただけなかったもので、次回までに、事務局と私で、今日のたたき台に対していただいた皆様のご意見を整理して、渡戸先生と一緒に検討させていただきたいと思います。皆様からいただいたご意見と、渡戸先生と検討させていただいた後に、提言案を作らせていただき、9月下旬に送らせていただきます。今日言い足りないようなことがありましたら、9月4日（金）までに、事務局にお願いします。それでは、最終回の10月7日にまた、議論していただきまとめたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。